

第8号の2様式（第10条の2関係）

個人情報ファイル簿

令和5年4月1日

個人情報ファイルの名称	後期高齢者健診事業ファイル
行政機関等の名称	東京都板橋区長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康生きがい部 国保年金課 担当 国保特定健診係 電話番号 (3579) 2328
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者健診は、75歳以上の後期高齢者医療制度被保険者（65歳～74歳で一定の障害認定を受けている者を含む。）を対象に、健康の保持・増進、生活習慣病の早期発見と介護予防を促すことを目的として「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき実施している。 後期高齢者健診の対象者・受診者・健診結果等を適切に管理するために利用し、保有している。
記録項目	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人コード 2 氏名 3 通称名 4 生年月日 5 性別 6 住所 7 電話番号 8 世帯番号 9 続柄 10 転出年月日 11 異動事由 12 転出先 13 転入年月日 14 後期加入の有無 15 後期被保険者証番号 16 後期資格取得年月日・事由・届出年月日 17 後期資格喪失年月日・事由・届出年月日 18 後期異動年月日・事由・届出年月日 19 後期異動処理日 20 施設入所の有無 21 住所地特例 22 資格証明区分 23 学遠区分 24 受診券整理番号・交付日・有効期限 25 後期高齢者健診実施期間実施機関番号・名称 26 後期高齢者健診負担区分・負担額・上限額

	27 後期高齢者健診結果・健診等年月日 28 判断した医師の氏名 29 特定保健指導区分 30 受診勧奨判定区分	
記 録 範 囲	後期高齢者健診対象者及び受診者（保存年限である直近7年度分及び現年度分）	
記録情報の収集方法	収集の相手方：後期高齢者健診実施機関 収集の手段：電磁的記録	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	<input checked="" type="checkbox"/> 含む（上記記録項目の番号 27) <input type="checkbox"/> 含まない	
記録情報の経常的提供先	<input checked="" type="checkbox"/> あり（経常的提供先 東京都国民健康保険団体連合会、印字・封入封緘委託事業者、受付業務委託事業者） <input type="checkbox"/> なし	
開示請求等を受け る組織の 名称及び所在地	東京都板橋区総務部区政情報課	
	〒173-8501 東京都板橋区板橋2-66-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	<input type="checkbox"/> あり（他の法令の規定) <input checked="" type="checkbox"/> なし	
個人情報 ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理 ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	/	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	/	

行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることのできる期間		
備考	業務の名称	後期高齢者健診に関する業務
	ファイルに記録される本人の数	約45,000人
	その他	